

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条第一項第六号の書類）</p> <p>第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において同じ。）の略歴書</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>十二 個人である場合（第三号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書</p> <p>十三〇十七 （略）</p> <p>2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定</p>	<p>（法第六条第一項第六号の書類）</p> <p>第四条 第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人を含む。以下この条において同じ。）の略歴書</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇十六 （略）</p> <p>2 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請する者を除く。）が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定</p>

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

にかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」
については、不要のものを消すこと。

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日
申請者 印

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」
については、不要のものを消すこと。

